

公益社団法人三原市シルバー人材センター ポイント制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人三原市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の運営並びに事業の推進に対して、会員の貢献に応じたポイントの付与とポイント還元について必要な事項を定めることを目的とする。

(ポイント付与の基準)

第2条 ポイントを付与する会員の活動の種類とポイント付与の基準は別表によるものとする。

(ポイントの交換)

第3条 ポイントは各会計年度で集計し、獲得ポイントの合計が 30 ポイント以上の会員上位 30 名程度に 3,000 円の商品券を進呈するものとする。

(ポイントの繰越)

第4条 翌年度のポイントは、進呈者は 0 からのスタートとなり、該当に至らなかった会員は獲得ポイントの 50%を繰り越すものとする。

(その他)

第 5 条 この規定に定めるもののほか、ポイント制度に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 第2条のポイント付与基準表

区 分	内 容	ポイント	備 考
全体行事	定時総会出席者	10	
	定時総会の委任状提出	5	定時総会欠席の場合
	地域研修会出席者	5	
	安全就業研修会出席者	7	
	安全標語に応募	5	
	ヒヤリ・ハット体験事例の提出	3	
	「シルバーの日」の活動に参加	5	10月
	各種講習会に参加	5	
啓発活動	新規会員紹介(入会説明会へ参加)	3	
	上記により会員登録	10	
	会報「シルバーみはら」に寄稿	3	7月・1月
事故	就業中及び途上の事故	△15	*会員に重大な過失がある場合

繰越	前年度未獲得ポイント	50%	小数点以下、切り上げ
----	------------	-----	------------